

秋の運動を全会員の参加で成功させよう！ 署名を集め、会員・読者を増やしましょう！



2015 年 11 月 16 日（月）発行
No.161

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目 1 9 番地
TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114
E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

愛青協ウェルカム企画 ～経営交流会～ センパイ業者から商売のコツ聞いちゃいます！



10 月 25 日（日）、愛商連会議室にて、「愛青協ウェルカム企画」が開催されました。22 民商のうち、19 民商から業者青年や青年部の発展に関心を持つ役員らが参加。

愛商連の太田会長が民商と基本方向について話された後、愛青協の元議長である榊原さんが当時の青年部活動について話され、「民商にはたくさんの仲間がいる。真剣に商売のことを語り合える仲間として関わって行って欲しい」と発言しました。また、愛青協の山本議長は、

商売と民商青年部の役割について発言し、「業者青年同士が悩みを語り合ったり、お互いに交流を深めて、部員の要求を実現して行きたい」と話しました。

休憩を挟んで、二人の先輩経営者の方が自分の商売について発言されました。「民商に入って自分の商売の仕方が変わった」「民商青年部での経験があったから今までチャレンジしてこなかったことをしようと思った」と話され、「自営業者は、自分で商売をどうして行くのか考えることが大切。青年部でも是非そういう活動をやってもらいたい」と呼び掛けました。その後、グループに分かれてお互いの商売の中身や、強み、今抱えている悩みなどを出し合い、交流しました。

ウェルカム企画の後には、中民商の会員さんのお店で懇親会が開かれ、美味しい料理とお酒も入って、それぞれが親睦を深めました。

年末調整に必要な書類が届いています

11 月に入り、「法定調書及び源泉所得税関係用紙」「生命保険料控除証明書」をはじめとする、年末調整に必要な書類が各事業所に届いています。

専従者や従業員のいる事業所では、いよいよ「年末調整」の準備が必要です。年末調整は、今年 1 年に支払った給与に基づき、所得税額を計算する作業です。名古屋北部民商でも、12 月から順次、年末調整の実務に向けての相談会を開催する予定です。

なお、年末調整の実務の際に、従業員のマイナンバーを記載しなくても罰則はありません。全中連の省庁交渉では、国税庁も「確定申告書などに番号が未記載でも受理する。事業者が従業員などの番号を扱わないことに対して、国税上の罰則や不利益はない」と回答しています。

事業所に届いた年末調整に必要な書類は、紛失したり、実務を行う際に忘れてしまわないよう、管理には十分気を付けましょう。事業所の中に、年末調整に必要な書類をまとめておく箱を置いたりすることもいいでしょう。

満員御礼！

共済会バスツアーの募集を締め切りました！

名古屋北部民商共済会で企画したバスツアーですが、定員になりましたので、申込みを締め切らせて頂きます。

たくさんのお申込み、ありがとうございました。

名古屋北部民商共済会 馬籠宿散策&かんぽの宿恵那

日時：11 月 29 日（日）

①浄心駅北（ティア向い側）	8：15
民商事務所	8：30
②守山区役所	8：15
味鋺（ココストア前）	8：40

参加費：7000 円（共済加入者）

※共済未加入者は 8000 円です

※婦人部員の方は、500 円の補助があります

共済会に加入されていない方は、この機会に加入しましょう。附則の方は「移行届」の提出をお願いします。

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月 15 日集金
月末 100% 集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。